

第 1 1 期 新 座 市 分 別 収 集 計 画

1 計画策定の意義

本市は、首都圏 25 km 圏内にある位置的条件と経済の高度成長等により昭和 40 年代に人口が爆発的に増加した経緯がある。これらの要因や生活様式の変化に伴いごみ量は増加し、ごみ質も多様化していることから、ごみ減量と資源の有効活用を進めるため、従来の資源を消費する生活から資源循環型の社会生活への転換を図る必要がある。

本市のごみの中間処理及び最終処分は、新座市・志木市・富士見市の 3 市で構成する志木地区衛生組合により行われているが、深刻化する最終処分場のひっ迫状況及び環境汚染問題への積極的な取組を求められているところである。

特に、現在、焼却灰等の埋立処分を地域外の県施設や県外の民間処分場に委託しており、将来的にも依存せざるを得ない状況である。このため、廃棄物の資源化及び最終処分量の減量化・減容化の推進が大きな課題となっている。

本計画は、このような状況の下、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生及び排出を抑制し、排出されたごみは、可能な限り再利

用・再資源化し、最終処分量を削減する。

- (2) 関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- (3) 分別収集の徹底、ごみの減量化・再資源化を進めるため、啓発活動を推進し、市民意識の高揚を図る。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	6,710t	6,671t	6,647t	6,586t	6,545t
製品プラスチック	62t	62t	63t	63t	63t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施するものである。実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら進めていく。

(1) 集団資源回収事業（支援制度）

町内会や小・中学校の保護者会等の住民団体による集団資源回収において、住民団体への奨励金の交付及び資源物回収協力事業者への補助金の交付を行うことにより、ごみ排出抑制やリサイクルの推

進効果の拡充を図る。

(2) メディアを用いた方策

ごみ・リサイクル資源の分別表・収集日程表（日本語版及び外国語版）の作成及び配布、スマートフォンを活用したごみ分別アプリケーションの配信、市広報への廃棄物処理やリサイクル関連記事の定期的な掲載、市ホームページでの啓発など、様々なメディアを利用することで、正しいごみの出し方や分別する意識の向上等を図る。

(3) リサイクルプラザの運営

志木地区衛生組合・富士見環境センター内に設置されたりサイクルプラザにおいて、市民のリサイクル活動の拠点として、リサイクル工房、展示・学習コーナー、リサイクル活動室などのリサイクル情報交換の場の提供や、市民から出された粗大ごみから再生した家具の展示・販売などを行い、地域に密着した施設として市民の環境に対する意識向上を図る。

(4) ごみの現状とリサイクルに関する講座・説明会の開催

町内会や各種市民団体、小・中学生などに対して、市のごみの現状やリサイクルに関する出前講座や説明会を行い、正しいごみの分別やリサイクルに対する市民の意識向上を図る。また、幼少期から、ごみの分別に対する意識の醸成を図るため、平成27年度1月から幼稚園児・保育園児を対象とした紙芝居などによる幼児教育を実施している。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場を所有していないことを踏まえ、市民に対する適正なサービス、収集及び処理施設等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次表のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		カン
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		資源プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		資源プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
主としてスチール製の容器	111t	109t	108t	107t	105t
主としてアルミ製の容器	172t	170t	168t	166t	164t
無色のガラス製容器	457t 0t (457t)	451t 0t (451t)	446t 0t (446t)	438t 0t (438t)	431t 0t (431t)
茶色のガラス製容器	233t 202t (31t)	230t 199t (31t)	227t 196t (31t)	223t 193t (30t)	220t 190t (30t)
その他のガラス製容器	236t 216t (20t)	233t 213t (20t)	230t 210t (20t)	226t 207t (19t)	223t 204t (19t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	41t	41t	41t	41t	41t
主として段ボール製の容器	2,017t	2,023t	2,017t	2,018t	2,016t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	650t 0t (650t)	652t 0t (652t)	656t 0t (656t)	655t 0t (655t)	655t 0t (655t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,181t 1,169t (12t)	1,185t 1,173t (12t)	1,192t 1,180t (12t)	1,191t 1,179t (12t)	1,191t 1,179t (12t)
（うち白色トレイ）	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)	0t (0t)
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	50t 0t (50t)	50t 0t (50t)	50t 0t (50t)	50t 0t (50t)	50t 0t (50t)

※3段書きの場合、上段：合計、中段：協会引渡量、下段：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

第3次新座市一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月策定）に定められている収集品目ごと推計排出量に、過去の実績から算出した各品目の排出量に対する分別基準適合物の割合を乗じて見込み量を算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うことを基本とする。

なお、現在、拠点回収や集団資源回収登録団体により回収を実施している段ボール、飲料用紙製容器については、引き続き実施する。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	市収集	志木地区衛生組合
	アルミ製容器		市収集 集団回収	志木地区衛生組合 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市収集	志木地区衛生組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙パック	紙パック	拠点回収 集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市収集	志木地区衛生組合
	その他プラスチック製容器包装	資源プラスチック	市収集	志木地区衛生組合
	製品プラスチック	資源プラスチック	市収集	志木地区衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック容器包装については、志木地区衛生組合の施設で選別・圧縮・保管している。

アルミ製容器の一部、飲料用紙パック、段ボール、その他紙製容器包装については、古紙問屋及び民間再生工場へ搬入するものである。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	コンテナ	パッカー車	志木地区衛生組合
アルミ製容器		ネット（網袋）	トラック	志木地区衛生組合 民間業者
無色のガラス製容器	ビン	コンテナ	トラック	志木地区衛生組合
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙パック	紙パック	ひもで結束、回収箱	トラック	民間業者
段ボール	段ボール	ひもで結束	トラック	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット（網袋）	パッカー車	志木地区衛生組合
その他プラスチック製容器包装	資源プラスチック	ネット（網袋）	パッカー車	志木地区衛生組合
製品プラスチック	資源プラスチック	ネット（網袋）	パッカー車	志木地区衛生組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し留意する事項

- ・町内会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。